

●四天王寺・夕陽丘エリア 補助要件等

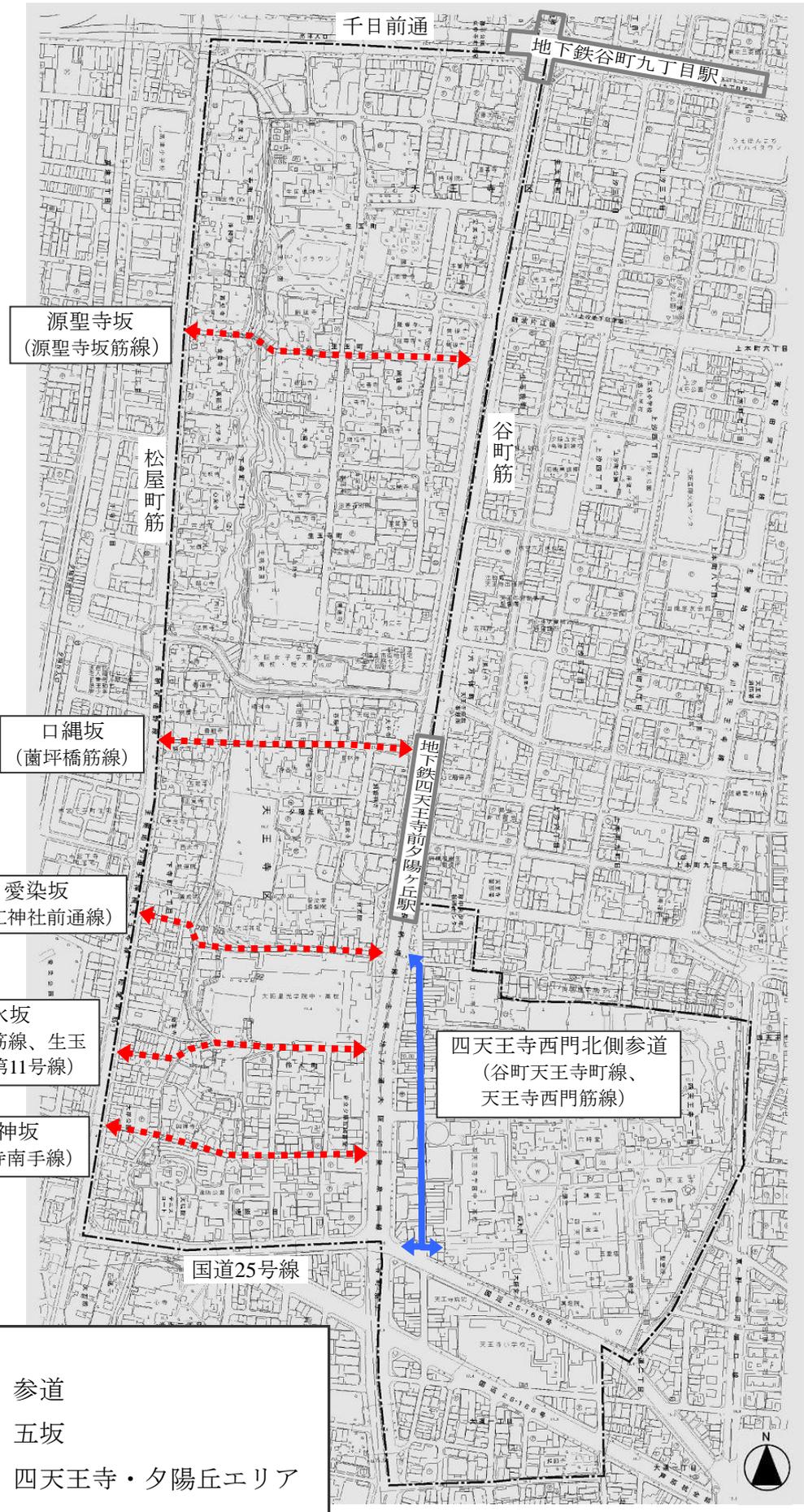
■ 四天王寺西門北側参道（別図参照、「参道」という）沿道の建築物等

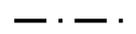
| 補助金の交付を受けるための要件 | | 補助率 | 一敷地あたりの限度額 | 備考 | |
|-----------------|-------------------------|--|------------|-------|---------------------|
| 対 象 | 内 容 | | | | |
| 建築物 (新築も含む) | 主として参道に面する部分で、通常望見できる範囲 | 修景基準表①に定める項目をすべて満たすこと | 2/3 | 450万円 | |
| | | 修景基準表②に定める項目をすべて満たすこと | 2/3 | 250万円 | 補助金の対象となる範囲は2階以下に限る |
| | | 建物全体として著しくまちなみを阻害しておらず、修景基準表③のうち、1項目以上を満たすこと (まちなみの魅力向上に大きく寄与すると認められるものに限る) | 2/3 | 150万円 | 補助金の対象となる範囲は2階以下に限る |
| 駐車場の塀・出入口、街灯等 | 主として参道に面する部分で、通常望見できる範囲 | 修景基準表③の項目「門・塀、駐車場出入口、街灯等」を満たすこと | 2/3 | 150万円 | |

■ 源聖寺坂・口縄坂・愛染坂・清水坂・天神坂とその延長部分（別図参照、「五坂」という）沿道の塀・門等

| 補助金の交付を受けるための要件 | | 補助率 | 一敷地あたりの限度額 | |
|-----------------|-------------------------|--|------------|---------------------------------|
| 対 象 | 内 容 | | | |
| 塀 | 主として五坂に面する部分で、通常望見できる範囲 | 修景基準表④－基準1に定める項目をすべて満たすこと | 2/3 | 20万円/m かつ450万円 |
| | | 修景基準表④－基準2に定める項目をすべて満たすこと | 2/3 | 5万円/m かつ250万円 |
| 門 | 主として五坂に面する部分で、通常望見できる範囲 | 修景基準表⑤－基準1に定める項目をすべて満たすこと | 2/3 | 450万円 |
| | | 修景基準表⑤－基準2に定める項目をすべて満たすこと | 2/3 | 250万円 |
| 生垣・柵、車庫の出入口、設備等 | 主として五坂に面する部分で、通常望見できる範囲 | 修景基準表⑥のうち1項目以上を満たすこと (まちなみの魅力向上に大きく寄与すると認められるものに限る) | 2/3 | 30万円 (生垣・柵等は1万円/m かつ30万円) |

別図



- 凡例
-  参道
 -  五坂
 -  四天王寺・夕陽丘エリア

■ 四天王寺西門北側参道沿道の建築物等

修景基準表①【伝統的な様式の建築物】

| 項 目 | | 基 準 |
|---------|--|--|
| 基本 | 素材 | 伝統的な素材や自然素材を用いる。やむを得ない場合は、材質や質感が建物の雰囲気やまちなみに調和する建材を用いる。 |
| | 色彩 | けばけばしい色相を用いず、落ち着いた明度・彩度を基調とする。 |
| | 外観輪郭 | パラペットや看板などで覆わず、伝統的な建物の外観や輪郭を保全・継承する。 |
| 部位 | 屋根 | 切妻造若しくは入母屋造の平入りを原則とし、伝統的な屋根勾配の和瓦葺きとする。 |
| | 軒裏 | 2階軒裏は、漆喰塗込や銅板巻の箱軒等、伝統的な様式を保全・継承する。 |
| | 軒庇 | 1階部分には伝統的な様式（位置、形態・意匠など）の軒庇を設け、軒下空間をつくる。 |
| | 軒下 | 軒下空間は、伝統的な意匠を保全・継承する。犬走りは、たたきや石敷など、伝統的な床仕上を保全・継承する。また、溝蓋もデザインが建物の雰囲気やまちなみに調和するよう配慮する。 |
| | 壁面 | 周辺の壁面線と揃えてまちなみとの調和に配慮し、真壁で、漆喰塗や銅板貼、タイル貼とする等、伝統的な様式を保全・継承する。 また、2階部分の袖卯建（そでうだつ）等、伝統的な意匠もできるだけ復元する。 |
| | 開口部 | 窓や出入口の位置、形態・意匠等は、伝統的な様式を保全・継承する。 やむを得ず金属サッシを用いる場合は、格子の内側に設けたり、目立たない色彩とするなど、建物の雰囲気やまちなみと調和するよう配慮する。通常閉鎖している開口部へのシャッターの使用は避ける。 |
| | 店舗等 | 店舗等で、ガラスや金属、コンクリート等の素材や現代的なデザインを用いる場合は、原則として1階軒庇以下の部分に限ることとし、建物の雰囲気やまちなみと調和するよう配慮する。 看板を設置する場合は形態、デザイン、設置場所などに配慮し、門前町らしさを演出する。けばけばしい色彩や点滅式の電飾サインは使用しない。 |
| | 建築設備 | 空調室外機・設備メーター・配管等の建物に付属する設備は、原則として、参道から見えない位置に設置・移設する。やむを得ない場合は、木製格子などで覆う、目立たない色彩とするなど建物の雰囲気やまちなみと調和するよう配慮する。 |
| その他付帯物等 | 自動販売機、ゴミ置き場などは、原則として、参道に面して設置しない。やむを得ない場合は、建物の外観を阻害せず、まちなみと調和するようデザインを工夫する。 また、門・塀なども自然素材などを用い、建物の雰囲気やまちなみと調和するようデザインを工夫する。 | |

注：伝統的な様式を持つ建物の修景整備にあたっては、その本来の様式の復元を優先する。また、法令による規定や構造上の問題などにより、基準に定める修景整備ができないと認められる場合は、建物全体のバランスや雰囲気・まちなみとの調和が図られる範囲で基準を緩和することができる。

修景基準表②【低層部分に伝統的な様式を取り入れた建築物】

| 項目 | | 基準 |
|----|---------|---|
| 基本 | 素材 | 伝統的な素材や自然素材を優先する。材質や質感が建物の雰囲気やまちなみに調和する建材を用いる。 |
| | 色彩 | 落ち着いた色彩を基調とする。 |
| | 外観輪郭 | 建物全体として、まちなみに調和するよう配慮する。特に、建物の低層部分は、伝統的な様式の建物の外観や輪郭をできるだけ継承する。また、参道に面して玄関や開口部を設け1階部分を店舗とするなど、門前町のにぎわいやまちなみの連続性をつくるように配慮する。やむを得ない場合は、まちなみを分断しないように敷地際のデザインを工夫する。 |
| 部位 | 低層部分 | 軒庇を設け、軒下空間を確保し、まちなみの連続性をつくる。外壁や建具のデザインは、まちなみに調和するよう配慮する。また、バルコニー等は参道に面して設けないことが望ましく、やむを得ず設ける場合には、バルコニーの下部のデザインを工夫して軒下空間のように演出する等、建物の低層部分との調和やまちなみの連続性に配慮する。 |
| | 店舗等 | 店舗等で、ガラスや金属、コンクリート等の素材や現代的なデザインを用いる場合は、原則として1階軒庇以下の部分に限ることとし、建物の雰囲気やまちなみと調和するよう配慮する。看板を設置する場合は形態、デザイン、設置場所等に配慮し、門前町らしさを演出する。けばけばしい色彩や点滅式の電飾サインは使用しない。 |
| | 建築設備 | 空調室外機・設備メーター・配管等の建物に付属する設備は、原則として、参道から見えない位置に設置・移設する。やむを得ない場合は、木製格子などで覆う、目立たない色彩とするなど建物の雰囲気やまちなみと調和するよう配慮する。 |
| | その他付帯物等 | 自動販売機、ゴミ置き場などは、原則として、参道に面して設置しない。やむを得ない場合は、建物の外観を阻害せず、まちなみと調和するようデザインを工夫する。また、門・塀なども自然素材などを用い、建物の雰囲気やまちなみと調和するようデザインを工夫する。 |

修景基準表③【建築物の部分、駐車場の塀・出入口、街灯等】

| 項目 | | 基準 |
|----|----------------|--|
| 部位 | 屋根 | 伝統的な屋根勾配の和瓦葺きとする。又は、金属板葺きや洋瓦などを和瓦に葺き替える。 |
| | 壁面 | 伝統的な素材や自然素材を用いて、まちなみに調和した色彩や意匠とする。 |
| | 軒庇・軒下 | 軒庇を設け、軒下空間を確保し、まちなみの連続性をつくる。 |
| | 開口部 | 建具の色彩、デザインは、まちなみに調和するよう配慮する。通常閉鎖している開口部へのシャッターの使用は避ける。 |
| | 看板(固定式) | 門前町らしさを演出し、まちなみにも調和する質の高いものとする。 |
| | 建築設備・その他付帯物等 | まちなみに調和するよう、空調室外機、設備メーター、配管、自動販売機、ゴミ置き場などを参道から見えない位置へ移設する、又は、木製格子などで覆う、目立たない色彩とするなど工夫する。 |
| | 門・塀、駐車場出入口、街灯等 | 自然素材若しくはこれに近い建材を用いて、まちなみに調和した色彩・デザインに配慮する。 |

■ 五坂沿道の塀・門等

修景基準表④【塀】

| 項目 | | 基準 1 (伝統的な様式) | 基準 2 (伝統的な様式を備えた形態) |
|----|-----|--|--|
| 基本 | 素材 | 伝統的な素材や自然素材を用いる。 | 伝統的な素材や自然素材を用いる。やむを得ない場合は、まちなみと調和する材質や質感のものを用いる。 |
| | 色彩 | 落ち着いた色彩を基調とする。 | |
| | その他 | 塀や門の瓦屋根や壁面の連なりを意識し、まちなみの連続性をつくるように配慮する。 | 塀や門の瓦屋根や壁面の連なりを意識し、まちなみの連続性をつくるように配慮する。やむを得ない場合は、まちなみを分断しないように敷地際のデザインを工夫する。 |
| 部位 | 屋根 | 本瓦葺きで、瓦は2～3枚、4～5寸の勾配屋根を設ける。塀の高さや軒の位置、形態・意匠などは、伝統的な様式を保全・継承する。 | 棧瓦あるいは塀瓦葺きを基本とする。塀の高さや軒の位置は、周囲の伝統的な様式の塀を参考にし、まちなみの連続性をつくる。 |
| | 壁 | 仕上げは、土塗壁や漆喰塗壁、又は土壁風塗壁や漆喰風塗壁とする。横目地を設けることを基本とする。 | 仕上げは、土塗壁や漆喰塗壁、又は土壁風塗壁や漆喰風塗壁など、自然素材の色彩や質感に近い素材を用いる。 |
| | 基壇 | 基本として高さは300～600mmとし、自然石積み又は自然石張りとする。 | 高さは300～600mmとし、人造石張りや玉砂利洗い出し風の仕上げとするなど、自然石の色彩や質感に近い素材を用いる |
| | 出入口 | 通用口や車庫等の出入口を設ける場合は、原則としてスチールシャッターの使用は避け、建具の形態・意匠は、周辺のまちなみと調和するように配慮する。 | |

注：伝統的な様式を持つ塀の修復にあたっては、その本来の様式の復元を優先する。また、必要に応じて構造補強を行う。

修景基準表⑤【門】

| 項目 | 基準 1（伝統的な様式） | 基準 2（伝統的な様式を備えた形態） |
|-----|--|--|
| 素材 | 伝統的な素材や自然素材を用いる。 | 伝統的な素材や自然素材を用いる。やむを得ない場合は、まちなみと調和する材質や質感のものを用いる。 |
| 色彩 | 落ち着いた色彩を基調とする。 | |
| その他 | 塀や門の瓦屋根や壁面の連なりを意識し、まちなみの連続性をつくるように配慮する。やむを得ない場合は、まちなみを分断しないように敷地際のデザインを工夫する。 | 塀や門の瓦屋根や壁面の連なりを意識し、まちなみの連続性をつくるように配慮する。やむを得ない場合は、まちなみを分断しないように敷地際のデザインを工夫する。 |
| 様式 | 屋根は本瓦葺きとし、本柱・控柱を設けるなど、伝統的な様式（位置、形態・意匠など）を保全・継承する。 | 和瓦葺きの勾配屋根や、本柱・控柱を設けるなど、伝統的な様式を意識した形態・意匠とし、まちなみと調和するよう配慮する。 |
| 出入口 | 伝統的な形式の開口部を採用するなど周辺のまちなみと調和するように配慮する。 | |

注：伝統的な様式を持つ門の修復にあたっては、その本来の様式の復元を優先する。また、必要に応じて構造補強を行う。

修景基準表⑥【生垣・柵、車庫の出入口、設備等】

| 項目 | 基準 |
|--------|---|
| 生垣・柵等 | やむを得ず塀を設置できない場合には、まちなみの連続性を意識し、生垣、柵などを設けて伝統的な様式をもつ塀・門のデザイン（色彩）と調和するよう工夫する。また、フェンスなどの露出は避け、まちなみに調和した質の高いものとする。 |
| 車庫の出入口 | やむを得ず車庫の出入り口を設ける場合には、シャッターボックスの露出を避ける。伝統的な様式の開口部を応用するなどまちなみと調和するよう配慮する。 |
| 設備等 | 設備メーターや排水管などは坂側から見えない位置へ移動する、又は、木製格子などで覆う、素材・色彩を工夫するなど、まちなみと調和するよう配慮する。 |